

令和2年度屋久島町要介護認定訪問調査員（会計年度任用職員）募集要項

1 任用根拠及び募集人員並びに応募資格

(1) 任用根拠：フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号）

(2) 募集人員：

要介護認定訪問調査員 2名

(3) 応募資格

①介護等に関する資格を有する者

②当町に住所を有する者、又は任用前日までに転居予定者であること

③普通自動車の運転免許を保有し、自動車の運転ができる者

④次のいずれかに該当する者は、応募できません。

ア．禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ．屋久島町の職員として懲戒処分の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者

ウ．反社会的勢力（暴力団等）の構成員である者、又は反社会的勢力と密接な関係がある者

2 選考の方法及び内容

(1) 書類審査及び面接（個別面接の日時等は、後日連絡します。）

(2) 選考結果

合否は面接選考受験者全員へ文書で通知します。

※応募用紙に虚偽の内容が記載されていた場合は、合格を取り消すことがあります。

3 選考合格から任用まで

最終合格者は、令和2年4月1日付任用とします。

4 業務内容及び勤務場所等

(1) 業務内容及び勤務場所

①業務内容

ア．認定申請者を訪問し、動作確認や家族等からの聞き取り調査等を行い、調査票を作成する

イ．その他、所属長が指示する事項

※採用後は、新規研修（4時間以上）受講後、実地研修を経て調査員証を交付し、以降は年1回以上の研修受講が義務づけられています。

②勤務場所

北部地域包括支援センター又は南部地域包括支援センター

(2) 任用期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

年度を越えての更新はありませんが、任期ごとに面接や従前の勤務実績に基づく客

観的な能力実証を行ったうえで、2回までは公募によらず、再度任用されることがあります。

(3) 身分等

屋久島町要介護認定訪問調査員（会計年度任用職員）として任用されます。

(4) 勤務日等

就業日時	原則、毎週月曜日から金曜日までの週5日勤務で、1週間の勤務時間は、休憩時間を除き38時間45分。 午前8時30分から午後5時15分 ※休日出勤、時間外勤務を命じる場合があります。
代休	就業日又は就業時間外に従事した場合は、その従事した日数及び時間に応じて代休を取得することができます。
休憩時間	原則正午から午後1時まで。
勤務しない日	原則、毎週土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日。

(5) 給料・手当等

給料額は、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例に基づき、実務経験や職責等を考慮の上、決定します。

月額：144,100円～

※その他、期末手当、通勤手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(6) 社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入。公務災害補償の適用あり。

(7) 休暇・特別休暇等

年次有給休暇他あり。別途規則で定めるとおりとする。

(8) 服務

地方公務員法に規定する服務に関する規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など）が適用されるとともに、非違行為等あった場合には懲戒処分の対象となります。

6 応募手続及び受付期間

屋久島町要介護認定訪問調査員応募申込書は、健康長寿課又は各出張所で交付を受けるか、屋久島町ホームページからダウンロードすることができます。

(1) 提出書類

屋久島町要介護認定訪問調査員申込書

※申込書には、申込日前6か月以内に撮影した上半身脱帽正面向（縦：36～45mm、横24～35mm）の写真を貼り付けること。

※直筆で記入すること。

(2) 提出先

〒891-4207 屋久島町小瀬田849番地20

屋久島町役場 健康長寿課 介護保険係

※郵送で申し込むときは、封筒の表に「応募申込書在中」と朱書きしてください。

(3) 応募申込みの受付期間及び受付時間

受付期間

令和2年2月10日(月)から2月25日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は、令和2年2月25日(火)まで必着です。

(4) その他

提出された書類は、合否結果にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。

7、応募、お問い合わせ先

屋久島町役場 健康長寿課 介護保険係

〒891-4207 熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

電話番号：0997-43-5900(内線148)